



2024年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社システムソフト
代表者名 代表取締役社長 吉尾 春 樹
(東証スタンダード・コード 7527)
問合せ先 管理本部長 富田 保 徳
TEL 092-732-1515

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年11月14日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年12月18日開催予定の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、取締役へ業務執行権限の委任を通じ、意思決定と業務執行を迅速化するため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2) その他、条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略) (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり) (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>4名以内</u>とし、<u>監査等委員である取締役は3名以内</u>とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (員数)</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第 29 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u> (選任方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (常勤の監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>3. <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の要件)</p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. <u>当社は、2024年12月開催の定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>2024年12月開催の定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年12月18日(水)

定款変更の効力発生日 同日

以 上